

## 日蒔野6区子ども会育成会 会則

### (名称)

第1条 この会は、日蒔野6区子ども会育成会と称する。

### (会員)

第2条 この会は、日蒔野6区自治会の会員で、小学生児童の保護者及び有志で構成する。

- 1 本会へ入会を希望する者は入会届を、退会を希望する者は退会届を、会長に提出しなければならない。

### (目的)

第3条 この会は、日蒔野6区子ども会を支え、子どもたちを見守りながら健全な成長を促すことを目的とする。

### (所在地)

第4条 この会の事務所は、会長宅に置く。

### (事業)

第5条 本会は日蒔野6区自治会と協力し、次の事業を行う。

- 1 日蒔野6区子ども会の支援
- 2 青少年リーダーの育成
- 3 環境の美化と整備
- 4 少年非行の防止と指導
- 5 児童の安全確保

### (役員)

第6条 この会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 書記 1名
- 3 会計 1名
- 4 アシスタント 5名以内

### (役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 アシスタントを除く役員は、総会において、会員の中から選出する。
- 2 アシスタントは、会員の中から会長が必要に応じて選任する。
- 3 諸事情により役員に欠員が生じた場合は、速やかに後任を選出する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、補欠による場合は、前任者の残任期間とする。

### (任務)

第9条 役員役割は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会を総括する。また、総会及び役員会を招集する。
- 2 書記は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、記録と保管を行う。
- 3 会計は金銭の出納及び資産の管理を行い、決算報告書を作成する。
- 4 アシスタントは会員への事務連絡や引率等を行い、他の役員をサポートする。

(会議)

第10条 この会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会 年1回以上 必要の都度、会長が招集する。
- 2 役員会 会長が必要に応じて招集する。

(総会)

第11条 会員の2分の1以上の出席者（委任による出席も含む）により成立し、出席者の過半数の同意により、役員を選出、年間計画の策定、予算の決定や会則の変更等を行うことができる。

(経費)

第12条 この会の経費は、会費及び各種団体の補助金をもって充てる。

(会計年度)

第13条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算)

第14条 本会の予算は、役員会で審議の上、総会の議決により承認される。

(監査)

第15条 会計監査は、後任の会計候補者が行い、総会に監査報告書を提出する。

- 1 会計が再任された場合は、その他の後任の役員が監査報告書を作成する。

(会費)

第16条 会費は、小学生児童一人につき月100円とする。

- 1 会費の他に保険料を支払う。
- 2 役員およびリーダーの保険料は会費で負担する。

(報酬)

第17条 役員の間報酬は以下のとおりとし、任期が1年に満たない場合は、月単位で按分して支払う。ただし、選出された月は任期に算入し、退任した月は算入しない。

- 1 会長 10,000円
- 2 書記 5,000円
- 3 会計 5,000円
- 4 アシスタント 3,000円

(設立)

第18条 本会の設立年月日は、平成28年9月4日とし、同日より会則を施行する。